

一 般 質 問 通 告 書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和6年9月2日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 鳴海 圭矢

| 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|-----------------------|--|-------|
| マイナ保険証で国民健康保険はどう変わるのか | <p>本年12月2日以降、現行の国民健康保険証は新規発行されなくなり、手元にある保険証は令和7年7月31日までで使用できなくなる。</p> <p>それ以降は、マイナンバーカードに登録された『マイナ保険証』またはマイナ保険証を持っていない人は『資格確認証』を使用すると国から説明があっているが、それを受けて、本町の国民健康保険はどのように変わっていくのか。</p> <p>①現在、被保険者資格の確認方法は何通りあるのか</p> <p>②転入者の国保加入手続きの際に、マイナンバーカードを保有している人には健康保険証としての利用登録をしているか確認すると思うが、利用登録をしたか不明な場合の対応は</p> <p>③災害時にマイナ保険証を保有していない場合や大規模な停電などでカードリーダーが使えない場合に医療は受けられるのか</p> <p>④滞納者への被保険者資格証明書の交付がされなくなると聞いているが、滞納者の受診はどうなるのか</p> <p>⑤マイナ保険証の利用登録後の変更は可能か。資格確認書を選択したい場合、登録解除は可能か。またその手続きは</p> | 町長 |